

## 施策 152 廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

### 県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者等のさまざまな主体の連携により、発生抑制・再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

### 平成 31 年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理 4 事案についても着実に是正されてきています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量		289 千 t 以下	283 千 t 以下		277 千 t 以下	270 千 t 以下
	309 千 t	296 千 t (速報値)				
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
30 年度目標 値の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 31 年度目標値の達成に向けて、平成 30 年度目標値を 277 千 t 以下と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15201 ごみゼロ 社会の実現 (環境生活部廃 棄物対策局)	1 人 1 日あた りのごみ排出 量(一般廃棄物 の排出量)		965g/ 人日以下	957g/ 人日以下		950g/ 人日以下	943g/ 人日以下
		959g/ 人日	970g/ 人日 (速報値)				
15202 産業廃棄 物の 3 R の推進 (環境生活部廃 棄物対策局)	産業廃棄物の 再生利用率		43. 2%	43. 3%		43. 4%	43. 5%
		42. 8%	43. 7%				
15203 廃棄物処 理の安全・安心 の確保 (環境生活部廃 棄物対策局)	不法投棄等不 適正処理事案 の改善着手率		100%	100%		100%	100%
		69. 2%	100%				
15204 不適正処 理の是正措置の 推進 (環境生活部廃 棄物対策局)	不適正処理 4 事案に係る行 政代執行によ る是正措置の 進捗率		56. 3%	68. 8%		75. 0%	81. 3%
		37. 5%	50. 0%				

## 現状と課題

- ① 県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量および最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。引き続きごみゼロ社会の実現に向けた取組を推進するとともに、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品廃棄物の削減、リサイクルに向けた取組などを促進する必要があります。
- ② 産業廃棄物の3Rの推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の一層の取組が求められます。また、枯渇性資源の循環利用や未利用エネルギーの有効活用などを推進する必要があります。
- ③ 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、依然として後を絶たない状況です。引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、適正かつ円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが求められています。
- ④ 過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

## 平成30年度の取組方向

### 環境生活部

- ① 平成27（2015）年度に策定した廃棄物処理計画に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの回収、食品ロスの削減やリサイクルの取組を促進します。
- ② RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等で設置した委員会等に参画し技術的支援を実施していきます。
- ③ 大規模災害時に備え災害廃棄物の適正かつ円滑な処理が実施されるよう、国や近隣県、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、災害廃棄物処理に精通した人材の育成や、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。
- ④ 事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体との協創による、地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向けた取組を促進します。また、PCB廃棄物の早期適正処理を促進するため、PCB使用電気機器を保有している可能性のある事業所を対象に実態調査等を実施します。
- ⑤ 排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、処理業者の優良化を図り、廃棄物処理に係る県民の安全・安心を確保します。
- ⑥ 産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、厳正な監視指導を行うとともに、市町、県内自主活動団体等のさまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑦ 産業廃棄物が不適正処理された4事案について、平成34（2022）年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施し、対策工事の効果確認を行います。

### 環境生活部・企業庁

- ⑧ RDF焼却・発電事業については、市町のごみ処理が円滑に進むよう引き続き安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行います。



## 主な事業

### ①地域循環高度化促進事業【基本事業名：15202 産業廃棄物の3Rの推進】

予算額：(29) 58,016千円 → (30) 43,720千円

事業概要：循環の質に着目した取組の一環として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会2020に向けた「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参画し、使用済小型電子機器等の回収ルートの構築を進めます。また、資源が最適な規模で循環利用される地域循環圏形成に向けて、資源の性状や地域特性をふまえ、これまで事業者等と実現可能性の検討を行った取組結果について、関係者との意見交換を行います。さらに、県廃棄物処理計画に掲げるリサイクルの質に着目したさまざまな主体による取組を促進します。

### ②災害廃棄物適正処理促進事業【基本事業名：15203 廃棄物処理の安全・安心の確保】

予算額：(29) 14,108千円 → (30) 19,551千円

事業概要：災害廃棄物処理体制の強靱化を図るため、県災害廃棄物処理計画等の見直し、広域体制整備のための協議および災害廃棄物処理に精通した人材の育成、教育訓練を行うほか、国および各県との円滑な広域処理体制を構築します。

### ③PCB廃棄物適正管理推進事業【基本事業名：15203 廃棄物処理の安全・安心の確保】

予算額：(29) 52,050千円 → (30) 66,460千円

事業概要：PCB特別措置法の改正を受けての指導體制等の強化を行います。また、未届けのPCB廃棄物等（安定器）を把握するため、安定器に特化して徹底した掘り起こし調査等を行います。

### ④産業廃棄物処理責任の徹底促進事業【基本事業名：15203 廃棄物処理の安全・安心の確保】

予算額：(29) 37,452千円 → (30) 37,747千円

事業概要：産業廃棄物の排出事業者に対して、電子マニフェストの活用率を高めるための支援を行うとともに、優良認定処理業者の活用を促進します。また、産業廃棄物の処理方法や移動距離等に注目し、適正処理や環境負荷の低減につながる取組を促進します。

### ⑤不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業【基本事業名：15203 廃棄物処理の安全・安心の確保】

予算額：(29) 55,299千円 → (30) 56,980千円

事業概要：不法投棄の未然防止や早期発見を進めるため、市町、事業者、地域の活動団体等と連携した事業を実施するとともに、不法投棄監視カメラや無人航空機（ドローン）を活用し不適正処理事案等の監視体制を強化します。また、不適正処理事案等の監視・指導状況を一元管理し、地域機関等と共有する産業廃棄物監視・指導支援システムに通報情報を自動反映する機能等を追加するための調査・検討を行います。

### ⑥環境修復事業【基本事業名：15204 不適正処理の是正措置の推進】

予算額：(29) 3,322,706千円 → (30) 1,824,550千円

事業概要：生活環境保全上の支障等のある4つの産業廃棄物不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、産廃特措法に基づく国の支援を得て、平成34（2022）年度までに対策を完了するよう、年度ごとの事業計画に基づき、着実に工事を実施するとともに、対策工事の効果確認を行います。また、行政代執行費用の徴収については、原因者の差押可能な財産の把握に努め、排出事業者等の責任追及を行います。